

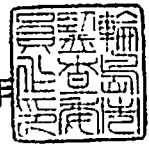
輪島市監査公表第 7号

平成25年1月28日付発監査第245号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成25年1月31日

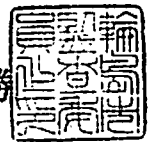
輪島市監査委員 湊

良作



輪島市監査委員 中山

勝





発教文第 208号

平成25年 1月31日

輪島市監査委員 湊 良 作 様

輪島市監査委員 中 山 勝 様

輪島市教育委員会

委員長 小 橋 明 直



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

文化課

監査執行年月日

平成25年1月18日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>○備品台帳について</p> <p>角海家の収蔵物については、専門家に調査委託しているとのことだが、備品台帳は管理業務の基礎となるものである。早急に台帳の整備をしていただきたい。</p>	<p>収蔵品の数が多いため、調査・整理に相当の期間が必要であるところから、計画的に整備を進めているところであるが、少しでも早く整備ができるよう努めてまいりたい。</p>	<p>措置方針等</p>